



写

令和5年8月7日

長野労働局長  
久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会  
会長 倉崎 哲矢



長野県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月3日付け長野労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和5年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の長野県最低賃金(時間額908円)は令和3年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間948円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 908円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,785円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$908円（長野県最低賃金） \times 173.8（一箇月平均法定労働時間数） \\ \times 0.816（可処分所得の総所得に対する比率） = 128,773円$$

## 長野県最低賃金審議会総意の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者にとっては賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は公労使共通の認識であり、特にこれらに配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。
- 3 価格転嫁対策については、これまでに講じてきた各種施策に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。
- 4 長野県の主要産業の一つである観光業、宿泊業、飲食業及びそれらに関連する旅客運送業に対するより一層の実効性ある支援の拡大・拡充を要望する。

- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。
- 6 各要望した事項について政府として対応した結果を発表すること。